

代理店引受金融機関本部
代 理 店
歳入（復）代理店金融機関本部 御 中
歳 入 （ 復 ） 代 理 店

日本銀行業務局

歳入金等関係事務にかかる留意事項について

代理店等関係事務につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、歳入金等関係事務においてご留意いただきたい点につき通知いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

1. 通常分の領収済通知書にかかる送付先について

通常分（集計表扱分）の領収済通知書については、集計表（第2片）を添付し、官庁へ送付していただいておりますが、一部領収済通知書について、本来、分任歳入徴収官に送付されるべきところ歳入徴収官へ送付されているケースが散見されております。領収済通知書の送付先は取扱庁名と一致しない場合がありますので、集計表の作成にあたっては、今一度、領収済通知書の送付先（あて先）をご確認のうえ、作業を行っていただきますようお願いいたします。

【例】 領収済通知(報告)書 国庫金

あて先 分任歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 所 属 庁 名 厚生労働省年金局 所 在 地 東京都千代田区霞が関1-2-2 (領収済通知書送付先)		納付目的 下記の合計額を領収しました。 (領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)
納付期限 年 月 日限	「領収済通知書」の送付先	延滞金の計算方法
納付場所 日本銀行本店、支店、 代理店又は歳入代理店	(氏名)	年度 一般会計 厚生労働省主管 (6118)
		厚生労働省大臣官房 (59010)
		元本 千 百 十 万 千 百 十 円
		延滞金
		合計額
◎この納入告知書は、3枚1組の複写式となっておりますから、3枚とも納付場所に提出してください。		翌年度6月1日以降現年度歳入組入

2. 警視庁以外における交通反則金納付書のユニットによる作成導入について

平成27年6月1日付業庫第51号、52号または54号によりご連絡しましたとおり、交通反則金にかかる納付書については、法令上、「交通反則切符自動作成ユニット」（以下「ユニット」）を使用して作成することも可能とされています^(注)。現在、ユニットを導入しているのは東京都（警視庁）のみですが、今後、他の一部都道府県（県警）でも、同様の取扱いが開始される予定です。

この点、ユニットにより作成された納付書についても、集計表の作成にあたっては、領収済通知書の送付先（あて先）のご確認を徹底して頂くようお願い致します。

(注) ユニットで作成される納付書は、通常、非衝撃式印字装置により感熱紙に印字されます。なお、故障時などには、ユニットにより作成されない場合があります。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課 国庫業務企画グループ

TEL：03-3279-1111（代表）

1. に関する照会：水野（内線3339）
2. に関する照会：荒川（内線3337）